

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会  
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第13回）

議事要旨

日時：平成30年5月8日（火曜日）10:00～11:00

場所：経済産業省別館1階108共用会議室

出席者

三木座長、青柳委員、岩本委員、氏田委員、梶屋委員、川上委員、熊田委員、藤原委員、古田委員、三浦委員、渡邊委員

議題

整合規格案の確認について

議事概要

今回確認する整合規格案（12規格）について、事務局より資料を用いて説明を行い、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について別表第12に追加することを各委員に諮ったところ了承された。委員からの主な発言及び事務局回答は以下のとおり。

- ・ JIS C 9335-2-4（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－4部：電気脱水機の個別要求事項）（資料4－1）第15条第3項（不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする）部分が非該当とあるが、ここには脱水機の蓋を急に開けた際に、動作しているドラムで手を怪我するといったことは含まれないのか、という指摘があり、第15条第3項部分ではなく、第3条第1項部分に「蓋又はドアは、蓋又はドアが閉じているときに限り、機器を動作させることができるようにインタロックしなければならない」とあることや第11条第1項部分等に言及がある旨回答した。
- ・ JIS C 9335-2-207（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－207部：水電解器の個別要求事項）（資料2別添2）電気用品名の部分に「医療用物質生成器」とあるが、具体的には何かという質問に対し、マイナスイオン等の薬機法で医療効果が認められている物質を生成させるものであり、具体的には、「電気用品の範囲等の解釈について」に記載がある旨回答した。
- ・ JIS C 8105-2-21（照明器具－第2－21部：ロープライトに関する安全性要求事項）について、ライト部分の電氣的な基準だけでなく、ロープライトのチューブ自体の基準はあ

るかという指摘に対し、内容を確認の上、後日回答することとした。

**問い合わせ先**

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201